

平成30年9月16日

中部インタークラブゴルフ競技  
愛知・岐阜・北陸地区  
予選 参加倶楽部 御中

中部ゴルフ連盟

平成30年度(第48回)  
中部インタークラブゴルフ競技  
愛知・岐阜・北陸地区予選における  
「競技の条件 アドバイザー」について

前略、標記の件、下記のとおりですので、競技当日は充分注意をしてアドバイスを行なう様お願いします  
草々

#### 記

#### ◎ アドバイザーについて

規則8注に従い、各チームともそのチームのメンバーにアドバイスを与えることのできる人(アドバイザー=競技者サイド)を2名指名することができる。尚、アドバイザー2名(アマチュアに限る)の氏名を、前日の午後1時まで委員  
会に届出しておかなければならない。(この条件の違反の罰は2打)

※アドバイザーは、チームのプレーヤーに対しては不当な遅延がない限りいかなるアドバイスも与えることができるが、いかなる場合においてもパッティンググリーン上への立ち入りは一切禁止とする。

#### ◎ 距離計測機器の使用について

第48回中部インタークラブゴルフ競技 愛知・岐阜・北陸地区予選ではローカルルールにて「距離計測機器」の使用を認めており、アドバイザーも「距離計測機器」を使用することができる。距離計測機器で計測できるのは2点間の距離のみで、プレーに影響する可能性のある他の条件(高低差、風向き、風速など)を計測するために距離計測機器を使用した場合、規則14-3の違反となる。規則では認められない計測機能(高低差、風向き、風速など)を搭載する機器(スマートフォン含む)は、その機能を使用しなければ、距離計測機器として使用することができる。

※規則14-3の違反の罰は2打であり、その後さらに14-3の違反があった場合は、失格となるが、アドバイザーがこの違反を犯した場合は、1名のプレーヤーに限定できないこと、また注意喚起をしていることを鑑み過ちによる発生ではなく確信的かつ重大な違反行為とみなし、そのチーム自体を競技失格とする場合があるので十分注意すること。

以上